

別添 6

国有林材の安定供給システム販売（素材）に係る令和6年度からの変更点

本公告に掲げる、変更事項は下記のとおりとする。

記

1 実施公告6 申請に係る提出書類

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）に基づき作成した自主的行動規範の提出を省略した。

2 国有林材の安定供給システム申請説明書12 その他

- ア) 自動選別機による数量検知を行う場合及び計量器による重量計測を行う場合の販売条件である「写真撮影」について、撮影時に使用する看板は情報の電子的記入を行ったものでも差し支えないものとした。
- イ) 自動選別機による数量検知を行う場合及び計量器による重量計測を行う場合の販売条件である「検知後の提出書類」から、素材トラック運搬送状を省略した。